



## 第40回通常総会及び説明会、講演会開催のご報告

当協議会の第40回総会が令和5年7月21日に大阪市淀川区宮原のメルパルク大阪で開催されました。会員等41人の方々にご参加いただきました。来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課専門官の浦野剛様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）神戸センター次長の池田淳一様、同センター主任調査官の福仲理絵様にもご出席いただきました。

今総会は会員総数58社、うち出席21社、委任状28社により過半数となり成立。議案は①令和4年度事業報告②同年度決算報告・同監査報告③令和5年度事業計画案④同年度予算案⑤優良会員表彰規定の改定。

事業計画では今年度も肥料の品質の確保等に関する法律に関する説明会等の開催、普及啓発活動としてパンフレットやHPを活用による知識の普及啓発、情報の発信に取り組むこと。また、設立40周年記念誌の発行などを決定。

優良会員表彰規定の改定については、表彰者の選考基準として「優良会員の推薦は、事務局より候補者案を作成し理事会に諮るものとする。」との条項追加などしました。



総会終了後には、連絡説明会で浦野氏による「最近の肥料情勢について」、講演会では有限会社タカ・グリーン・フィールズの深町貴子氏による「家庭園芸は循環型社会の一助となるか」と題した講演がありました。

### 富田一志会長あいさつ

本日は、総会にご参加頂きありがとうございます。

当協議会は、法令を遵守して家庭園芸用の肥料や用土の製造ができるよう、関連情報を会員企業間で共有すると共に、消費者が肥料や用土を安心して使用できるための情報提供活動を行って参りましたが、この度、設立40周年という大きな節目を迎える事ができました。これもひとえに会員の皆様のご理解とご協力、監督官庁の農林水産省、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの皆様のご支援、ご指導の賜物と感謝しております。公益財団法人日本肥糧検定協会の皆様にも運営面でご支援を頂いております。

当協議会の歴史を振り返りますと、初代会長の村上博太郎氏（㈱ハイボネックスジャパンの創業者）の熱意のもと、家庭園芸肥料に携わる42社が集い、1984年7月に家庭園芸肥料協議会として発足致しました。

設立後、PL法施行、BSE問題、無登録農業問題、東日本大震災関連事故による放射能セシウム問題、肥料製造業者の不正表示問題等の様々な課題に対し、農林水産省のご指導の下、説明会等による会員への周知を行って参りました。

1996年には活動を用土に広げ、園芸培養土の品質に関する推奨表示の取組み等を行いました。名称も1999年に現在の家庭園芸肥料・用土協議会に改名致しました。

最近では2020年に肥料制度の大きな見直しがあり、法律名も肥料取締法から肥料の品質の確保等に関する法律に改名されました。当協議会はコロナ禍の中、Web会議等を活用し、改正内容の周知に継続して努めました。直近では、中国の肥料原料輸出規制やロシアのウクライナ侵攻を契機に肥料価格高騰対策や食の安全保障の重要性が高まり、堆肥や下水汚泥肥料等の国内資源活用促進に向けた新たな取組の説明会を実施致しました。

コロナ禍では巣籠需要による家庭園芸の裾野拡大が見られました。世界情勢が混沌とし、先行き不安感が増す中、植物に触れ、人々の心に喜びや満足感、癒しを与える家庭園芸の誇らしい特性が再評価されるべき時代になっていると感じております。→



### 来賓祝辞

農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
浦野 剛 専門官

貴会の皆様方には日ごろから肥料の品質保全行政にご尽力いただきまして、改めてお礼申し上げます。

農政をめぐる話題は、昨年9月9日に総理官邸で開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における、岸田総理のご発言を受け、約20年ぶりに改正が予定されている食料・農業・農村基本法の見直しということでした。

また、今年の6月2日に開催された同本部で、見直しの方向性について、食料・農業・農村政策も新たな展開方法というものがありとめられたということでした。

この方向性としては、平時から国民一人ひとりの食料安全保障の確立、人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立、環境等に配慮した持続可能な農業、食品産業への転換の3本柱となっています。

肥料については、食料安全保障の確立の中にも含まれており、平常時においては化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換、堆肥の利用を促進。調達国との資源外交の展開、肥料原料の備蓄体制の強化を進めること。価格高騰時に価格転嫁に間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応していくというようになっています。

現在、令和6年の通常国会への提出に向け、食糧・農業・農村政策審議会の検証部会で数回にわたり議論をいただいているところでして、意見交換会が開催されているということです。

→その流れを促進すべく、当協議会では、消費者が安心して家庭園芸を実践できる環境作りに熱意を持って取組んで参ります。

最後に、設立40周年を迎え、当協議会に携わった先輩各氏のご功績に敬意を表するとともに、関係者の皆様には当協議会の趣旨をご理解いただき、より一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



## 来賓祝辞

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター  
(FAMIC) 神戸センター  
池田 淳一次長

本日は本総会の開催にあたり、会員の皆様に深く敬意を表したいと思います。

日頃から肥料の品質保全や公正な取引の確保について、ご配慮とご尽力いただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、ロシアのウクライナ侵攻といったようなことから、不安定な世界の経済、気候変動などによって多くの国で食料の安定供給への深刻な影響が懸念されています。

わが国でも食料の安全保障が改めて見直され、農林水産省が進

めている生産力の向上と持続性の両立を目指す、みどりの食料システム戦略といったことの着実な実施を求められているところです。同戦略では化学肥料使用量の低減のほか、国内資源の利用拡大についても目標が入っています。

私もFAMICは確かな技術力による科学的な検査と分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献するといったことを理念とし、肥料をはじめ、農業資材の品質の安全を守るため、技術力の向上と皆様への情報の提供といったことに日頃から努めてるところです。

肥料に関して、引き続き皆様からのご相談等に可能な限り対応してまいりたいと思っておりますので、今後とも我々FAMIC神戸センターにぜひお気軽にご相談とお声かけして下さるようお願い申し上げます。



## 連絡説明会

### 汚泥資源を利用した肥料成分を保証可能な 新たな公定規格案（菌体りん酸肥料）について

※説明会の内容は2023年7月21日現在のものとなります。

#### ■肥料制度の仕組み

制度の構成は、肥料を生産する前に登録または届け出が必要。作った肥料については、流通時の品質を保証するという意味で表示制度、保証票を添付していただく決まりになっています。

肥料の区分は、特殊肥料と普通肥料があります。普通肥料は大きく分けて3つに分かれます。「公定規格の定めのある肥料」「指定混合肥料」「公定規格の定めのない肥料」です。

今回の汚泥資源を用いた菌体りん酸肥料は公定規格の定めのある普通肥料に該当します。

#### ■下水汚泥資源の肥料利用の拡大について

昨年開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で、総理のご発言として、下水道事業を所管する国土交通省と農林水産省が協力してその下水汚泥とか未利用資源の利用拡大により、グリーン化を推進しつつ、肥料の国産化・安定供給を図るということです。もう一つが、食料安全保障強化政策大綱が決定され、この中に下水汚泥資源を利用した肥料の新たな規格の創設ということが盛り込まれています。こういうことを背景に下水汚泥資源の見直し作業を進めているところです。

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会が昨年3回開かれて、色々なことが取りまとめられています。国に対するものの中に、肥料成分を保証可能な公定規格の設定が提言としてまとめられています。

今年開催された、食料・農業・農村政策の新たな展開方向という中で肥料については、化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換、堆肥の広域流通を促進する、とこういうことがまとめられています。

その中の一つがわれわれに課せられた、主成分の保証が可能な菌体りん酸肥料の創設というようになっています。

#### ■現行の汚泥肥料の品質と安全性の確保について

肥料については品質や安全性を確保するために公定規格が設定されています。公定規格は農林水産省の独自で設定されているのですけれど、設定したり変更したりする際は農林水産省単独ではできません。内閣府にある食品安全委員会の意見を聞く仕組みになっています。

下水汚泥資源の肥料利用にあたっては、製品に含まれる重金属が基準値を超えていない、植害試験で害がない等の公定規格に適合したもののみが登録を行い、流通を認めています。

流通後も、肥料の生産業者に対して定期的に国が立ち入り検査を行い、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施しています。

■新たな公定規格案（菌体りん酸肥料）と汚泥肥料の比較（その1）  
登録の有効期間は現在の汚泥肥料が3年で菌体りん酸肥料も3年です。

製造方法も同じです。

原料の条件は、下水汚泥がどういう工程からとか、現在の汚泥肥料と菌体りん酸肥料は同じになっています。

含有すべき主成分の最小量については違います。現在の汚泥肥料は主成分の保証ができません。それに対して菌体りん酸肥料は、りん酸全量を1%以上含有することが必須条件です。りん酸全量1%は必ず保証していただかなければなりませんけれども、例えば窒素が2%入っている場合は、そういうのも保証可能です。

含有を許される有害成分の最大量については同じになっています。

それと、植害試験とか、その他の制限事項についても現在の汚泥肥料と同じですが、品質管理計画を定めて農林水産大臣の確認を受けた計画に基づいて製造されたものという規定を定めるということです。

菌体りん酸肥料は主成分の保証をしていただくので、きちんとした品質管理計画に基づいた生産をしていただく必要があります。

菌体りん酸肥料の品質管理ですが、品質管理責任者の設置とか、定期的な重金属や肥料成分の分析など、品質管理計画を事業者自ら作成し、その内容について事前に農林水産大臣の確認を受けて問題がないと認められた計画に沿って製造する必要があります。

例えば下水等処理施設から汚泥が発生するとします。この汚泥を引き受けたところが菌体りん酸肥料を作る場合は引き受けたところが、

汚泥の発生処理施設と肥料の生産事業者が同じ場合には、この下水等処理施設が品質管理計画を作って大臣の確認を受ける必要があります。

できた菌体りん酸肥料は、肥料の販売店に出荷したり、配合肥料等事業者に出荷されることも想定されています。

菌体りん酸肥料の品質確認についてはFAMICが登録前や更新前に品質管理計画の確認を実施して、許可されるシステムになっています。

#### ■新たな公定規格案（菌体りん酸肥料）と汚泥肥料の比較（その2）

登録の区分は、現行の汚泥肥料は農林水産大臣の登録となりますが、菌体りん酸肥料については、都道府県知事の登録になります。

他の肥料との混合について、現行の汚泥肥料は他の肥料との混合はできません。しかし、菌体りん酸肥料は他の肥料との混合ができます。登録肥料の原料や指定混合肥料の原料として使用することができるということなのです。

保証票について、汚泥肥料には保証成分量の欄はありません。それに対して菌体りん酸肥料は保証成分量の欄があって、保証成分量を書くことになっています。

#### ■品質管理計画で求められる事項

##### 1. 品質管理責任者の設置

事業場ごとに品質管理責任者を設置してください。品質管理責任者とは品質管理計画を作成し、この計画に沿った生産について責任を負う者ということです。



## 2. 原料収集先との連絡体制に関する事項

原料ごとに原料収集先に関する事項をリスト化し、整備し、常に最新の状態に保ってください。

また、原料収集先において使用原料の品質に差異が生じる恐れがある事象が発生した場合の連絡体制についてもあらかじめ取り決めをしておいてください。

## 3. 原料の発生工程及び生産工程の概要

現行の汚泥肥料の登録申請書への記載内容と同じですが、生産工程を図示することによって、これが公定規格に合っているか、原料についての発生工程も書いた上で原料規格に該当するかなども記載してください。

材料に発酵促進剤を使用している場合などは材料の種類や使用量なども書くことになっています。

## 4. 定常時の分析計画

公定規格や登録内容に適合する肥料であることを確認するため、当該肥料が保証する成分や有害成分について、必ず年4回以上の分析を実施し、分析頻度や時期については季節変動や原料構成の変動等を考慮して定めてください。

## 5. 非定常時の分析計画

通常とは違う原料が入ってきたとか、入ってくる可能性があった、入ってきた可能性があった、そういう場合にも安定した製品ができるように、非定常時の分析計画も策定してください。

非定常時とは定常時と主成分、有害成分が異なるような製品が生産される場合を言います。

## 6. 不適合時の措置

定常時および非定常時の分析の際、保証成分値や公定規格から逸脱する（異常値）場合の措置を定めてください。

## 7. 職員に対する教育訓練

適切な品質管理ができるように職務に応じた教育訓練を実施してください。

### ■菌体りん酸肥料（案）の登録によるメリット

菌体りん酸肥料は、肥料成分が保証できたり、他の肥料と混ぜて販売できるなど、様々なメリットがあります。こうしたメリットをうまく活用することで、より農家が使いやすい肥料を生産することができます。

尚、現行の汚泥肥料の規格は汚泥肥料として残ります。その上で菌体りん酸肥料という規格が新たに追加されるということです。

# 講演会 家庭園芸は循環型社会の一助になるか

有限会社タカ・グリーン・フィールズ 深町 貴子氏

今日は4つに絞ってお話しようと思っています。1つは私のこれまでの軌跡ですね。2つ目は今私が思うこと。そして3つ目は今起きていること、そしてこれから起こりうること。4つ目は皆さんに私から託すこと。この4つに絞って「家庭園芸は循環型社会の一助になるか」を皆さんと一緒に考えていこうと思います。

私の小さい時からの夢は植物に恩返しをするということなんです。子どもの時に体がとても弱くてあまり学校に行くことができませんでした。病院と家と往復する毎日。毎日ただ寝ているだけ。子どものころに思い描くような将来のことを何一つ考えずに過ごしてきました。

でもある時、枯れ葉がコンクリートの上をすべる音。それが私にはまるで枯れ葉がポルカを踊っているような、右から左へ移動しているように考えました。枯れ葉が舞っている、風が吹いている。もしかしたら、あれを集めて父がこの後、焼き芋を作るかもしれない。庭の隅っこで積み重ねて腐葉土を作るかもしれない。その下には虫が冬越しをするかもしれない。そういうことを直感的に思ったんです。これが秋の音だと思いました。

ずっと寝たきりの生活をしていると時間が止まったような、自分だけが取り残されたような気持ちで毎日を過ごしていました。でもその音を聞いて直感的に、急に自分の中の何か、時間が動き始めたんです。

私には外の景色が見えなくても、秋の音を感じることで自分が生きていくということをごどこかで実感しました。すると、外の景色が見たくてしょうがなくなりました。それが庭に出たいという意識に変わる。そこから見えてくるものがあります。世の中にはいろんな人がいる。例えばいろんな環境の人、病気の人、子供、大人、色んな状況の人がいることを知らなかった。

庭に出るようになって、植物と接するようになって、植物の話を人とするようになって、自分の世界が広がって今まで人とコミュニケーションが取れなかったものが突然しゃべれるようになって、もっと人としゃべりがしたい、もっと色んな人と会ってみたい、もっと色んな世界に行きたいと思うようになりました。

それは自然から与えられた、植物だけじゃない、虫や動物、色んな庭にある自然の声を耳から、目から、色んなものから吸収して、知りたいと思えた。自分は自然とつながることによって生きる意味をもらえたと思えました。

だから私は、植物とだったら、虫とだったら、いくらでもしゃべれた。その声を人に届ける人になりたい。そしてもっとたくさんの人が自然とつながることができたら、もっと明日が楽しいと思えるような、そういう仕事が見たいと思うようになりました。それが、たぶん今の私につながっているのだと思います。

どうして私が庭に出ることができたか考える時に、植物にある特性が2つあります。一つは決して人を区別したりしない。社会に出てきて色



んな状況にいるとストレスを感じて、心が傷付いたりすることがあります。でも植物は、子どもだから、病気だから、女の子だから、そんな風に人を区別したりしません。だから安心できるんです。

そしてもう一つ、植物は決して人に危害を加えない。私たちは色んな人と比べられたり、自分の立場で色んなことがあると思います。でも植物は傷つけたりすることは絶対ありません。

だから植物の前では、庭に出れば、公園に行けば、花の前では、私たちはいつもリラックスできる。安心できる空間が必ずあるということを経験のうちに知っています。そうした機会を、私はたくさん提供できる人

になりたいなと思ったのがきっかけです。

家庭園芸は趣味ではなくて暮らしそのものだと思います。何も無いところから芽が出てくると嬉しくなります。つぼみから花が咲いたり、植物っていうのは日々どんどん変化して行って、私たちの暮らしの中に潤いだけじゃなくて、変化を与えてくれます。

花を咲かせるには意味があります。虫を呼ぶためです。昆虫たちが花が咲いてやってくることによって、実は農業につながります。虫たちが、飛び交うことができれば受粉を助けてくれる。近隣の農家の受粉を助けてくれます。たくさんお花が咲いてくれば、色んな虫たちがやってきます。彼らが元気に飛び回ることができれば、隣の農家、実りにつながります。

ですので、皆さんが花を育てることはとても意味があることです。自然を育てていくということが私たちの生活とつながり、つながりは食べるものにも繋がってきます。これからの園芸は、そこにプラス生き物、みんなを満足させるものとして考えていかなければならないと思います。

自然環境はどんどん変わってきています。温暖化を止めたいけれど続いていく可能性が高い。トマトは夏の植物というイメージがありますが、今、真夏に育てるのはかなりきついです。栽培の仕方が環境に合わせて変わってきています。この環境の変化に対応できずに、植物がストレスを抱えていく。そのため最近では、植物の耐性能力を高める新しいカテゴリが出てきましたよね。バイオスティミュラントですね。今後もっと注目されるべき分野かと思っています。

もう一つ変わってきているのがあります。社会環境です。日本で確実に起こることとして人口減少。人口区分の65歳以上が2030年だと全体

の3分の1を占める。しかし世界全体で見ると人口は増えています。そして資源と食料危機がささやかれています。私としては家庭園芸にすぐ期待をかけています。年齢や障害そういったものに関係なく続けられる園芸は、体力づくりになるし、健康維持にもつながる。体力に合わせた園芸というものを提案することができたら、人口が減るけれども園芸人口は増える可能性があるというように思います。

家庭菜園だとフードロス減少につながることもあるかもしれない。皆さんと一緒に家庭園芸を盛り上げて、未来は不安だけじゃない、明るいんだと、ぜひ若い人たちに伝えたいと思います。変わりゆく環境に対応するためには、個人ができる家庭園芸の存在が社会をも変える力があると思います。

もう一つ大切なことがあります。どうやって植物を育てるかということと土です。一般的には良い土が植物をより良く育てると言います。でも私は植物が土を育てていると思っています。植物の根が土の中に空気を通して、昆虫や動物たちを呼んで、その排泄物や死骸が土にかえって、微生物たちが一緒に活躍して分解されて土を作る。何世代にも渡って地道に植物たちは土を育ててきました。土の状態が良ければ植物は丈夫に育つし、もしかしたら害虫を呼び寄せないのかなと思います。

今、基本的に園芸をすると思ったらプランターを買って、土を買ってきて園芸を楽しむという風になってきています。土を買うことができるのはとても便利なことだと思います。ありがたいことです。けれども本来の土はどうやってできるのか知らない人たちが増えてしまいました。それによって土が消耗品と同じような感覚で買われている方が多くなりました。それはとても困ったことで、消耗品ではないということを知って一般の人たちに伝えたいと思います。

ここには用土の関係者の人たちがたくさんいます。肥料の関係者の人たちもたくさんいます。その土の育て方、一般の人たちにわかりやすく伝えていただきたい。大切な土だからこそ、ずっと使い続けられるようにしてほしいと思っています。「うちの土が売れなくなったらどうしてくれるんだ」と言われるかもしれませんが、それは気がかりかもしれないですが、でも違います。今のままではこの先、土が売れなくなるかもしれません。土の処分が面倒だから買わないって言われたらとても困るんです。

土は生き物と一緒にです。ぜひ皆さんから私が教えていただきたいのは、一般の人たちが気軽に家の中で循環できるようなシステム。わかりやすく使えるものを、この家庭園芸の中から伝えることができたらいいのになと思います。これから求められるものは持続可能性です。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の時代は終わりました。消費者がすべての製品に対して社会的価値があることを判断して商品を選ぶようになります。

世間の環境意識が高くなればなるほどその目が厳しくなっていくことが予想されます。製品を提供する側としては環境に配慮するだけでなく持続可能な生産など考えることはたくさんあると思うんですけど、持続可能な開発というのは、経済、社会、環境という3つのバランスが重要で

す。3つのうち環境が全ての根底にあって、その上に社会、それから経済活動が乗っかっていると考えられます。ということは、環境の中にある園芸というものは今の時代に合っているのです。園芸そのものが社会的価値が高いということが言えるんだと思います。

今日は家庭園芸が循環型社会の一助になるかということがテーマでした。循環型社会というのは、リユース、リデュース、リサイクルの3つがある。無駄を減らしてごみを減らして、物を無駄にしないということ。植物は育てていってやがて土にかえるものです。ゴミにはなりません。家庭の小さな循環というものはいくらでもできると思います。それをみんなが目指すことができたなら家庭園芸は変わっていくと思います。

農林水産省は2050年までに目指す姿として、みどりの食料システム戦略というものを発表しています。確実に世の中は変わってきています。

有機栽培というのは環境に対しての負荷を減らすのが目的であって、オーガニックは体に良いらしいという考え方は、それはちょっと違う。まるで逆が悪いみたいに関心あります。そうじゃなくて、なぜ有機を進めるかという意味を家庭園芸の中から、消費者にちゃんと伝えるべきだと思います。個人に働きかける家庭園芸こそ循環型社会の実現に向けた取組の一つになりえると言え。自己満足だけの趣味の園芸から今脱却する時だと思います。

誰かのため、環境のため、社会貢献の取組の一つとして押し付けでなくて、私たちが一緒にやろうよと、この国を良い国にしていこうよと。そういう素晴らしい環境を整えていこうよと、それが家庭園芸からできるということ、消費者の人にぜひ一番になって訴えかけてほしいと思います。

環境の上に社会があり、その上に経済があります。繰り返しますが、園芸は環境の中にあります。暮らしや地球を守りながら、園芸を通して一人一人が問題を気づいて豊かで幸せな未来をきっと作れると信じたいです。皆さんが園芸に携わる中で気づいたこと、同じく一般の人たちも園芸から気づけるように、どうかサポートをお願いしたい。

家庭園芸肥料・用土協議会の皆様はまさに社会経済活動の根幹にいると私は思っています。そう言っても過言ではないと思います。土と肥料はこれからの園芸のあり方を決める重要な位置にあるからです。

最後になりますが、私は植物の育て方を教えているのではありません。私は皆様の心にタネをまくのが仕事です。今日短い時間でしたが、すごい勢いでタネをばらまいてしまいました。皆様の心の中に何が残ったかはわかりません。でもバラまいたタネが皆さんの心の中から育っていったら素敵だな花を咲かせることができたなら、これからの未来が明るいと思います。

家庭園芸ができることは山ほどあります。ぜひ皆さんの力を貸してください。そして、この国を緑と花といっぱいにして、農業が豊かな、そうした国にしていこうと思います。皆さんと一緒にぜひ、できたらと思います。より良い未来を皆さんとともに作る事ができたら幸せです。

## 会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

### 株式会社 瀬戸ヶ原花苑

〒376-0011 群馬県桐生市相生町4丁目323番地  
TEL:0277-46-8717  
FAX:0277-46-8716  
URL: <https://www.setogahara.co.jp>  
メール: [info@setogahara.co.jp](mailto:info@setogahara.co.jp)

弊社は1975年に創業しました園芸培養土・農業培土の製造販売メーカーです。商品開発・生産・物流までを一貫して行っております。群馬県と三重県にある自社両工場にてISO9001を取得しており、安心してご使用いただける品質基準での商品提供に努めています。また近年では環境に配慮したサステナブルな商品開発に注力しており、商品を通じてみなさまの安心・安全、心身の豊かさへのお力添えができますよう努力してまいります。

弊社は昭和49年に群馬県赤城山の麓にて創業いたしました。以来49年間に渡り有機質肥料や土壌改良剤の製造を行っております。土壌をより良くし、良い作物を生産して頂く事で、農家様を始め生産された作物を食する皆様の健康や笑顔を作っていく事が出来ると考えております。また創業当時より循環型農業にも取り組み、環境にも優しい有機質肥料を製造して行く事に今後も取り組んで参ります。皆様宜しお願い致します。

### 太陽農産株式会社

〒371-0122 群馬県前橋市小坂子町2318  
TEL:027-269-1358  
FAX:027-269-1392  
URL: [taiyou-nousan.jp](http://taiyou-nousan.jp)  
メール: [mail@taiyou-nousan.jp](mailto:mail@taiyou-nousan.jp)

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

## 家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内  
TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>